

第四十号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和七年二月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

債権の放棄について
左記のとおり債権を放棄する。

記

一 債権の概要

(一) 債務者 元江戸川区民

(二) 債権の名称 生活保護費返還金

(三) 債権の総額 四百三十三万九千三百四十五円

二 債権の内訳

(一) 債権ア 債権の額 六十二万二千六百九十二円

債権発生日 平成十四年七月二十三日

債権発生理由 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四

号）第六十三条

(二) 債権イ 債権の額 三百七十一万六千六百五十三円

債権発生日 平成十五年六月二十六日

債権発生理由 生活保護法第六十三条

三 放棄する理由

債務者が令和五年五月三十日に死亡し、当該債務者の法定相続人全員が相続放棄したことにより、債権を回収する見込みがないため。

（説明）

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるもので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。